



会務通信

Web版

No.330

【令和4年11月号】

会員数 / 個人会員 1,061 名
法人会員 62 法人(10月1日現在)

- ◆ 霜月 会長 梅村 守
- ◆ 境界問題相談センターニュース No.49
- ◆ 総務部会報告 総務部部員 武山 大輔
- ◆ 企画研修部会報告 企画研修部部員 都築 正道
- ◆ 企画広報部会報告 企画広報部部員 稲山 亮二
- ◆ 第6回理事会報告 企画広報部理事 佐野 潤
- ◆ 「愛知県住家の被害家屋認定研修」受講報告
災害時対策運営委員会委員長 三浦 一行
- ◆ 連載 岡崎の紹介(第3回) 広報委員 児玉 真二
- ◆ 事務局からのご案内
- ◆ 編集後記

霜月

会長 梅村 守



大村知事と梅村会長

11月となり、令和4年もあと2か月となりました。年初めには、オミクロン株による急激なコロナ感染が広まり、境界シンポジウムや年次研修など、重要な行事が軒並み延期されたことを思い出しました。ここにきて、感染状況が収まっていますが、生活がほぼ通常の状態に戻りつつあることは、来年に向けての希望としたいものです。

ここでは、会員の皆さんへ一つのご報告と二つのお願いをさせていただきますと思います。

まず報告ですが、10月23日に愛知県公館庭園で開催された「愛知県茶会」に、大村愛知県知事から招待を受けましたので、出席してお茶をいただいてまいりました。「愛知県茶会」は、お茶の消費の拡大及びお茶の文化の振興を図るため、平成23年度から開催しているとのことでした。

愛知県内の市町村長や県議会議員の方々が招待される席へ調査士会が、招待を受けたということは大変名誉なことでもあります。7 月に開催したあいち境界シンポジウムにおいて、大村知事に講演をしていただき、縁を持てたことがきっかけであると思いますが、今後ますます、こうした縁を拓けていく事業を実施し、調査士の広報に資することができればと考えています。

次に一つ目のお願いです。10 月の第 2 回定例研修において取り上げましたが、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」が発出されたことにより、名古屋法務局において本年 9 月 26 日に不動産表示登記事務取扱規程が改訂されました。

また、その規程の運用及び表示登記の事務処理上の留意点を示し、表示登記を統一的に処理することを目的として表示に関する登記事務処理要領(以下、「事務処理要領」という。)が新たに定められました。近いうちに新旧対照表も含め、冊子を印刷し、配布する予定をしております。新設された事務処理要領には、筆界の調査・認定について細かく規定しており、調査士による不動産登記規則第 93 条ただし書に基づく不動産調査報告書(以下「93 条調査報告書」という。)への明記が重要となってきます。

ここで特に会員の皆様をお願いしたいことは、他の調査士が確定測量を実施した土地を買い受けた土地所有者から分筆登記や地積更正登記の依頼を受けた場合には、確定測量を実施した調査士に連絡を取り、調査測量の内容を確認する等、**隣接地所有者等の筆界立会確認書への署名の事実確認、官民境界確認書の事実確認**(官公署の担当部署へ確認)、**対象地の点検測量、筆界確認の手法**(換地確定図との整合性等)を **93 条調査報告書**にしっかりと明記した上で、登記申請を行っていただきたいことです。

二つ目のお願いは、他の調査士へ成果物等を提供すること、また提供を受けることについてです。土地家屋調査士倫理規程第 40 条に調査士間の相互協力について定義されています。

(相互協力)

第 40 条 調査士は、その業務遂行によって得られた成果物等に関して、他の調査士から照会があった場合は、互いにその内容及び経緯を説明し、業務の適正な処理について可能な限り協力するように努める。なお、成果物等の取り扱いに当たっては、依頼者との関係、秘密事項、個人情報等に配慮しなければならない。

ここでは、成果物等の提供に関して、協力の努力義務が謳われていると同時に、成果物等の取り扱いに関する慎重な対応が求められています。

- ・ 提供する側の調査士においては、依頼者への配慮と、提供を受ける側の調査士に対する現地の状況や成果物の内容についての注意点等の詳細説明を行い、後々トラブルにならないように取り扱いには十分に注意をお願いします。

- ・ 提供を受ける側の調査士においては、言うまでもないことですが、調査士本人が礼節を持って協力を申し出ることとし、対象地の支部において、謝礼等に関する規定がある場合は、それに基づいて提供を受けていただくようにお願いします。

以下、参考までに、40 条の解説及び Q&A を載せておきます。

○第 40 条解説

ここでいう相互協力とは、個人情報保護法にも配慮することを前提に、調査士自らが、礼節をもって協力を申し出る必要がある。調査士間での資料照会における協力に努めるよう規定したものであるが、研修会等に参加もせず面識のない会員や、補助者からの一方的な協力の申し出など、無礼な協力要請もある。この場合、相互協力に限界があることは、言うまでもないので可能な限りとした。

○第 40 条 Q&A では「第 8 条(秘密保持の義務)」について下記のとおり記載されています。
(一部抜粋)

- ・ 第 40 条の(相互協力)をする場合であっても、「秘密事項、個人情報等への配慮」を規定し、これを踏まえたうえで依頼者等に誤解を与えない取り扱いが求められると考えています。
- ・ 測量データについては、成果が誰のものなのかということを考えるべきだと思います。依頼者からの依頼による業務上の成果は土地家屋調査士個人のものなのかという疑問があり、依頼者に無断で隣地の関係者に情報提供した場合は、依頼者との関係から問題があると考えており、情報提供に関しては依頼者等に承諾を得る等、依頼者への配慮を規定しています。

最後になりますが、会員の皆様におかれましては、これから年末にかけて様々に忙しくなると思いますが、健康には留意されて業務に精励されることをお願い申し上げます。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.49

コロナもなかなか収まりませんが、当センターも感染予防対策を万全に行い運営しております。今回は、9月22日(木)に開催しましたあいち境界問題相談センター・中部ブロック協議会 ADR センター担当者会議の報告をさせていただきます。

担当者会議の報告

あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹

1. 概要

9月22日(木)にウインクあいち 1002号室において、ADR センター関係者(運営委員、調停人弁護士・土地家屋調査士、相談員、業務サポート相談員、調査員他中部ブロック ADR 関係者等)の担当者研修を開催しました。

出席者数は、50名以上の参加がありました。



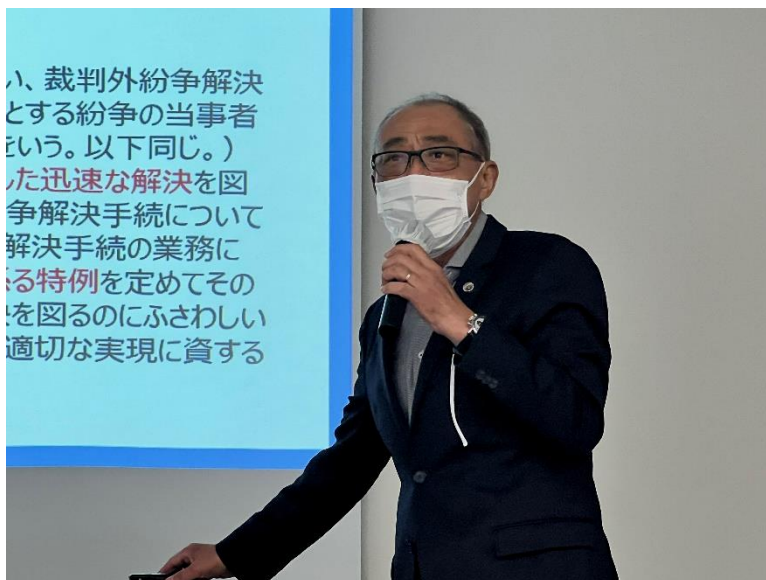
2. 第1部

(1)筆界特定制度の内容及び現状について

名古屋法務局民事行政部不動産登記部門 河村朋幸統括登記官より筆界特定制度の基本的概念等の解説をしていただきました。

(2)ADR 法と法務大臣認証、裁判、民事調停、ADR のそれぞれの特徴について

当センター運営委員会福本博之委員長より民事裁判、民事調停と ADR の違いについて解説をしていただきました。



(3) あいち境界問題相談センターの仕事全般と最近の申立状況について

愛知会壁谷みつる専務理事より申立ての相談から和解までの概要の解説及び現在の申立状況の報告及び解説をしていただきました。



(4) 申立書の書き方、添付書類、その他調停の流れについて

当センター都築功副委員長よりチェックするだけの簡易申立書の記入方法及び申立てから和解までの流れについて解説していただきました。



3. 第2部

(1)境界に関連する相隣関係紛争とあいち境界問題相談センターの役割について

当センター北條政郎前委員長に境界に関連する相隣紛争の種類及び当センターで解決できる対象事件について解説していただきました。



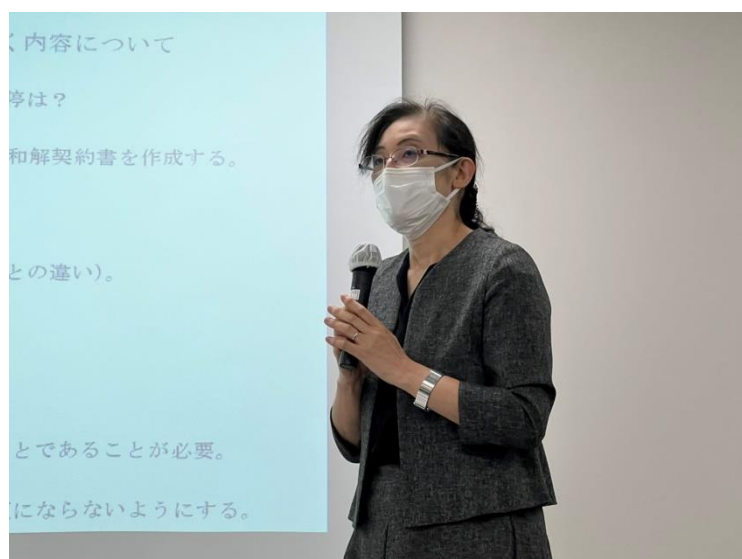
(2)模擬相談について

当センターの運営委員の精鋭(劇団あいち?)による模擬相談を実際に起こりうる事例を基に寸劇により面白く解説していただきました。



(3)紛争解決(合意成立)の際に和解契約で決めておく内容について

当センターの運営委員で調停人でもある光飛田透子弁護士に紛争解決(合意成立)の際に交わす和解契約書について、当事者に確認の上、決めておく詳細の内容を解説していただきました。



(4)実際に運営委員として携わってきて

自分も当センターに携わって数年が経ちました。申立てのケースもいろいろあり、その都度内容を把握して紛争の論点を探ってきました。また、相手方に応諾していただけるよう、説明にも行きました。

ところで、普段、我々会員が業務において解決しているケースについて、弁護士や一般の方から申立てがあると、あらかじめ我々土地家屋調査士に依頼していれば解決していたのに、と思うこともあります。まだまだ、世間一般の認識は、土地家屋調査士と測量士とが一緒だと思わざるを得ません。

運営担保研修会のお知らせ

令和5年1月26日木曜日

ウイंकあいちにおいて研修会を開催する予定です。

詳細については、後日発表させていただきます。

好評の「あいち劇団」の模擬調停も予定しています。

申立てをしたときに実際どのようにして調停が行われるか、模擬調停を通して分かっていただけだと思います。

ADRに興味のある会員の方の多数の参加をお待ちしております。

(あしがき)

今回は、当センターに関連する弁護士及び会員の方々に参加していただいた担当者会議(研修会)の報告を掲載しました。コロナ禍において、多数ご参加いただき、ありがとうございました。今後もセンターニュースには、当センターに関する情報を掲載いたします。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター(愛知県土地家屋調査士会内)

電話番号 052(586)1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

総務部会報告



総務部部員 武山 大輔

昨年度から総務部部員として、活動させていただいております熱田支部の武山大輔と申します。部員となり約1年半が経ち、仕事と会の活動の両立にもようやく慣れてきたところです。今年は定時総会の司会という大役を仰せつかい、つたない司会でしたが、総会后、皆様より優しいお言葉を掛けていただき、ありがとうございました。この紙面を借りてお礼申し上げます。

今年もコロナウイルス感染拡大が予断を許さない状況ではございますが、昨年と比べて諸先輩方とお話しする機会、懇親会などお酒の席をご一緒させていただく機会も増えてきました。私が当たり前のように行っている業務も諸先輩方がご苦労されて、現在の形をつくりあげたお話を聞くと頭の下がる思いです。皆様の業務が滞りなく進めていけますよう、私も総務部員として微力ではございますが、会に携わっていければと思います。また、お酒の席特有のオフレコ話しも楽しく、拝聴させていただいております。

それでは、先日行われました、第7回総務部会について少し触れさせていただきます。

議題

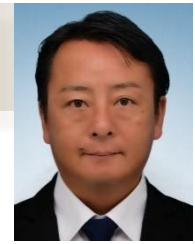
- 1 空調設備(エアコン)修繕計画について
- 2 令和 5・6 年度の役員について
- 3 ハイブリッド会議のための設備について
- 4 会館清掃の値上げについて
- 5 e 投票システムの更新について
- 6 各委員会報告
- 7 その他

次年度、部の業務分掌を現在の 5 部制から 6 部制にする予定です。変更にあたり、総務部では会則等の改正に着手しております。次月、会則改正の具体的な内容を議論する予定です。

皆様は会の会則集を見られたことはありますか。恥ずかしながら、私は部員になるまで、ほとんど見たことがありませんでした。私のようにあまり見たことがない方は、会のホームページにも掲載されておりますので、ご自身が業務上トラブルに巻き込まれないためにもぜひ、ご一読ください。

今年も残り 2 か月ほどとなりました。だんだん寒さが厳しい季節となり、現場仕事がつらい時期となりますが、防寒アイテムも日々進化しております。どうかお体ご自愛ください。

企画研修部会報告



企画研修部部員 都築 正道

昨年度から企画研修部員を務めさせていただき、早1年と半年が経ちました。任期としましては、あと残すところ半年ということになりますが、この2年間のうち、はじめの1年間は、コロナ禍で初顔合わせはwebからスタートしました。定期的に会議や研修会等は開催されてはいたもののwebによる実施が多かったため、正直「思ったより楽だった」ということと、過去に本会の役員を務められた方々等から「やれば大変なこともあるけど、良いこともある」と同ってはいましたが、その辺はよく分からない間に1年が過ぎました。

今年度に入り、会議や研修会等を従来どおりの参集型で実施できる状況になり、会議のメンバーと直接、顔を合わせて会話することも増え、議論や設営を体験していくうちに、ようやく「大変なこと」と「良かったこと」が少しずつ理解でき始めているところです。今は会務だけでなく自身の実務においても、本会務に携わることによって得られる経験や知識を糧に充実した日々を実感しつつ、残り半年ほどの任期を全うしていく所存です。

ここでは言葉足らずになってしまいますが、やはり実際に現場に出向き、人と直接、関わり合い、その空気に触れることが大切で、このような役職も他人から情報を聞くより、実際に自身で経験してみないと理解できないと思います。まだ本会の役を経験されていない会員の方々におかれましても、今後、役を任されるような機会がありましたら、最初から無理と決めつけてしまうのではなく、状況の許される範囲で前向きに検討されてみては、いかがでしょうか。

それでは、10月3日に開催されました第7回企画研修部会の報告を申し上げます。詳細につきましては、会議録を本会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

合同

- 1 報告事項(理事会報告等)
- 2 各委員会・PT 報告等

企画(業務)部担当

- 1 名古屋法務局不動産登記事務取扱規程について
- 2 勉強会について
- 3 支部委託研修について
- 4 その他(WEB 資料センター請求書発行システムの改修について、筆界調査員能力担保研修について)

研修部担当

- 1 第2回定例研修について
- 2 第3回定例研修について(e ラーニング)
- 3 第4回定例研修について
- 4 支部委託研修について
- 5 CPD について

11月から実施予定の第3回定例研修会は、日本土地家屋調査士会連合会のeラーニングを活用した研修会です。本会の定例研修会の位置付けとして、非参集型により実施する初めての試みとなります。ぜひとも、より多くの会員の皆様に参加していただき、今後の研修会の企画、運営等に役立てられるような、ご意見や感想をいただけますと幸いです。

企画広報部会報告



企画広報部部員 稲山 亮二

企画広報部部員の小牧市の稲山亮二です。現在、小牧市で消防団員として活動しています。小牧市消防団は消防団長、副団長、本部、第1～6分団の計139名で構成されています。その中で私の住んでいる地域は第2分団管轄となり、計20名の消防団員がいます。

現在、第2分団の中に、なんと土地家屋調査士が私を含め3名もいます。その1名は分団長として活躍しています。消防団の活動としては各種災害出動(火災・自然災害等)、各種訓練参加(水防訓練、防災訓練、消防本部・消防団合同訓練、地区防災訓練等)、防火広報活動(年末夜警、火災予防週間に伴う警ら、月2回の定期警ら等)、式典への参加(消防観閲式、消防出初式)、救命講習の指導等を行っています。

実際に火災があった場合、すべてではありませんが、出動することがあります。2018年には工場の大規模火災があり、消防車など延べ30台以上が出動し、発生から30時間以上たって、ようやく鎮火した現場も経験しています。その際、買ったばかりの車で火災現場に向かったため、すごい煙と灰に車が巻き込まれ、泣きながら洗車したのを思い出します。その後、工場の滅失登記と建物表題登記を私の方でたまたま行うことになりました。

消防団と土地家屋調査士も同じような課題があり、次の担い手がいないのが現状です。私もいつ退団できるのか不安を抱きながら、もうすぐ18歳になる息子に、隣地所有者への筆界確認以上に根気よく丁寧に何度も説明し、コミュニケーションを続けていきたいと思っています。(土地家屋調査士も)

最後に、2019年に蒲郡市で行われた愛知県消防操法大会に選手として参加した写真になります。



第7回企画広報部会が10月6日に参集会議で開催されました。主な議題は以下のとおりになります。

合同

- ・理事会報告
- ・各委員会PT報告
- ・今後の合同部会について
- ・11月部会日程について

広報部

- ・動画作製について
- ・葉月の会議題について
- ・自由業資格業ガイダンスについて
- ・地図読み人について
- ・次年度事業計画について
- ・その他

企画(社会事業)部

- ・次年度事業計画について
- ・財産管理人養成講座の実施について
- ・葉月の会議題について
- ・地域福利増進事業について
- ・相続土地国庫帰属法について(令和5年4月27日施行)
- ・所有者不明土地管理制度について(令和5年4月1日施行)
- ・空き家対策について
- ・狭あい道路について
- ・その他

第6回理事会報告

日 時：令和4年9月21日(水)午後1時30分～同4時00分

会 場：本会会議室

議事に先立ち梅村会長から全国ブロック協議会長会同の内容についての挨拶があった。その後、水野公
嘱協会理事長、小島政連会長からも挨拶があった。議事録署名者に片岡理事、溝口理事が指名され、理
事会が開催された。以下、議事について報告する。

【協議・審議事項】

1. 有限会社イー・グルーヴとの契約書について

川合副会長から標記契約書について説明がされた。審議の結果、全会一致で可決承認された。

【協議事項】

1. 会員情報管理システムの新規構築について

渡辺総務部長から会員情報管理システムの新規構築をエイルシステムに依頼することについて説明がさ
れた。審議事項とする動議が発せられ、全会一致で審議事項となった。審議の結果、全会一致で可決承認
された。

2. 令和5-6年度の組織について

渡辺総務部長から来期の副会長数及び6部制への変更について説明がされた。協議の結果、理事会と
しては副会長数を4名とし、正式な6部制への移行については会則改正を含め総務部で準備を進めること
となった。

3. 支部会計(源泉)について

樹神財務部長から9月開催財務部会議の結果と今後の方針についての報告があり、理事会としての意
見を伺いたいとの説明があった。協議の結果、継続協議となった。

4. 他の調査士へ成果物等を提供することについて

諸岡副会長から愛知会として「他の調査士へ成果物等を提供することについて」の統一見解を示す必要
があることについて説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

【報告事項】

1. 会館西側隣接地との境界立会いについて
2. 来館者及び電話相談の集計について
3. 令和4年度の安否確認訓練の結果について
4. 総務部員の理事会オブザーバー出席について
5. 役員等選任規則第19条について
6. 月次報告(R04-08)について
7. 賠償責任保険について
8. 第3回定例研修会の件
9. 令和4年度支部委託研修の件

- 10.研修単位(CPD)の件
- 11.新聞広告について
- 12.地図読み人について
- 13.協働会で販売する用品価格の改定について

最後に田宮監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

(企画広報部理事 佐野 潤)

業務に関するお知らせ（9月16日から10月15日まで）

- 9 月 16 日 相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査の結果について
- 9 月 16 日 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律における被用者保険の適用事業所について
- 9 月 30 日 刈谷市からの公共基準点使用承認書(包括承認)等の送付について
- 10 月 14 日「民法・不動産登記法等一部改正法」及び「相続土地国庫帰属法」に関する広報用資料(データ)の送付について
- 10 月 14 日「第 74 回人権週間」の実施について
- 10 月 14 日「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」の取扱いについて

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。



「愛知県住家の被害家屋認定研修」受講報告



災害時対策運営委員会委員長 三浦 一行

あいち・なごや強靱化共創センター主催の住家の被害認定研修が、9月13日、21日、28日の日程で開催されました。本年度においてはコロナ禍への配慮より、Zoomによるオンライン開催となり、例年であれば2日間かけて行う研修を1日に短縮して行われました。愛知会からは会員45名と災害時対策委員会14名の合計59名が参加し、協定締結団体の中でも群を抜いて多数の参加となりました。

当日の研修内容として、昨年度までは地震編、水害編を2日に分けて行っておりましたが、2日間の間隔が空いてしまい、学習した内容が曖昧になってしまったとの意見により、本年度は1日のみの開催となり、水害編を中心とした講義内容となりました。現地調査においては1次、2次とありますが、1次調査は外観(屋根、壁、基礎等)を中心とした損傷具合、2次調査は内部(天井、壁、床、建具等)の損傷具合を調査します。各損傷具合を数値化し、その合計が災害の被害認定基準のどこに当てはまるのかを特定することが、この調査の目的となります。



講義では、災害に係る住家の被害認定、又その目的について、水害における主な要因である津波、堤防決壊等による外力による損傷被害、浸水深による被害等判定方法の確認、調査票の記入方法等、一通りの講義の後、演習問題を行い、学習した内容を確認いたしました。



受講した感想としては、1日の研修で全てを理解することは難しく、全体像は分かっても詳細については実地訓練、及び演習問題を繰り返し行うことで、身に付くものと感じました。また、実際の調査業務においては、1棟1棟損傷具合も違うため、現地での判断も重要になり、自治体からの要請については被害が甚大な場合が想定されますので、被害認定調査もできる限り迅速な対応、判定が求められると考えられます。

今後については、愛知県とも連携し、実地も含めた研修等を行っていき、愛知会全体で活動できる体制を整えていけるよう努めてまいります。

(あとかき)

今般、標記研修を多くの会員の方々に受講していただき、ありがとうございました。

今回の研修受講者は、課題を提出することにより愛知県の被害家屋認定士として登録される予定です。登録された方々におかれましては、今後、自治体から人員要請があった際には、できる限り要請に応えていただけることを希望します。ご自身が被害に遭われている等、不測の事態もあるため、必ずというわけではございませんが、何とぞ、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本会では、被災時における住家の被害認定について、土地家屋調査士の職能をいかした社会貢献活動の一環として、今後もこの被害家屋認定士の取得を支援してまいります。

(担当副会長 川合 秀幸)

連載 第3回

広報委員の

コラム 

岡崎の紹介

岡崎市といえば八丁味噌が有名ですが、徳川家康公の生誕地としても知られており、2023 年には古沢良太さん脚本、嵐の松本潤さんが主役(徳川家康役)を務めるNHK 大河ドラマ『どうする家康』が放送予定です。

放送開始に合わせ、岡崎市では、三河武士のやかた家康館(岡崎市康生町)内に、2023 年 1 月 21 日～2024 年 1 月 8 日『どうする家康 岡崎 大河ドラマ館』をオープンするなど、盛り上がりを見せています。※酒井忠次役には大森南朋さん、服部半蔵役には山田孝之さんも出演予定。

また、このドラマが岡崎の魅力発信の起爆剤になり、多くの方に岡崎へ足を運んでいただくきっかけになるように、『どうする家康』にゆかりがある蒲郡、岡崎、西尾 3 市の商工会議所と観光協会で作る『三河観光GON』は、地域活性化を目的とした『どうする御食事 家康公グルメ デジタルスタンプラリー』を実施しています。

ラリーには 45 店舗(岡崎市からは 15 店舗)が参加し、それぞれ武将や家紋をイメージしたメニューを提供するほか、徳川家康が食したとされる食材を使った料理や家康の長寿を支えた健康食を提供します。期間中に食事をする店内に設置した専用QRコードを読み取ることでスタンプを獲得でき、各市で1個ずつ、合計 3 個のスタンプを集めることで 3 市の特産品などが当たるプレゼント抽選に応募可能となります。皆様も足を運んでみてはいかがでしょうか。

※ラリー開催期間は 2022 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで

(広報委員 児玉 真二)



○どうする家康 岡崎 大河ドラマ館

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1565/3855/p036449.html>

○三河観光GON ウェブサイト

<https://taikenplan.jp/mikawagon22/>

○家康公生誕祭

<http://www.okazakimatsuri.jp/Birth/index.html>



家康公生誕祭 昇竜の光(12月下旬/岡崎公園周辺)

事務局からのご案内

11月の予定

- 1 日 総務・財務部会
- 2 日 企画（業務）・研修部会
資料センター運営委員会
- 4 日 自由業定例会
- 8 日 企画（社会事業）・広報部会
- 11 日 あいち境界問題相談センター運営委員会
- 16 日 理事会
- 17 日 支部委託研修（岡崎シビックセンター）
大学生のための資格業がイダンス（名大）
- 18 日 三代会長会議（愛知会）
災害時対策運営委員会
- 22 日 支部委託研修（名古屋市公会堂）
自由業フレッシュマンフォーラム 10'
- 25 日 研究所ゼミ、広報戦略 Zoom 会議
- 26 日 令和 4 年度年次研修
- 28 日 支部委託研修（リンクあいち）
調査士会と公嘱協会と政連の打合せ会
- 29 日 大学生のための資格業がイダンス（愛大）
- 30 日 令和 4 年度年次研修



事務所変更

森田 正樹（熱田支部）
愛知第 2756 号
〒455-0018
名古屋市港区港明二丁目 1 番 3 号
TEL 052-651-2277・FAX 052-652-6808
土地家屋調査士法人名南事務所

退会者

河合 邦夫（熱田支部）
愛知第 1595 号／昭和 51 年 3 月入会

森田 茂（熱田支部）
愛知第 1760 号／昭和 56 年 5 月入会
土地家屋調査士法人名南事務所

内藤 正彦（新城支部）
愛知第 2276 号／平成 10 年 3 月入会

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人名南事務所（熱田支部）
社員の加入：愛知第 2756 号 森田 正樹
社員の脱退：愛知第 1760 号 森田 茂
社員の脱退：愛知第 2336 号 石原 了
使用人調査士の雇用：愛知第 2336 号 石原 了

会務通信の表紙写真を募集します



■ 広報委員会において、会務通信リニューアルを予定しています。その一環として、会務通信の表紙を飾る写真を会員のみなさまから募集します。季節の写真であったり、業務で気になった写真など、たくさんのご応募をお待ちしております。応募方法等の詳細は、ホームページをご覧ください。
（本会ホームページ「会員の広場」→ダウンロード→お知らせ 2022/06/27）

支部委託研修のお知らせ

令和4年度の支部委託研修を、以下の3日程で開催します。

- ①11月17日(木)午後6時30分から(対象支部:岡崎、東三、新城)
- ②11月22日(火)午後6時00分から(対象支部:名古屋東、名古屋北、昭和、知多、豊田)
- ③11月28日(月)午後6時30分から(対象支部:名古屋西、一宮、熱田)

詳しくは、支部からの開催通知をご確認ください。

年次研修のお知らせ

令和4年度分の年次研修を、以下のとおり実施します。

11月上旬に、受講対象者宛てに、再通知文書及び事前配布資料を郵送しますので、ご確認願います。対象者必修の義務研修ですので、必ず受講してください。

- | | |
|-----|---|
| 開催日 | ①令和4年11月26日(土)午後1時20分から午後5時30分の予定
②令和4年11月30日(水)午後1時20分から午後5時30分の予定
いずれか1日を指定しています。 |
| 会 場 | 名古屋市公会堂4階ホール及び第7集会室の予定 |
| 対象者 | 令和2年度、平成27年度、平成22年度、平成17年度、平成12年度、平成7年度、平成2年度、昭和60年度、昭和55年度、昭和50年度、昭和45年度、昭和40年度の入会者 |

詳細は、再通知文書をご確認ください。受講対象者になっているのに通知が届かない場合は、本会事務局にお問合せください。

編集後記

暑かったり、寒かったりのジェットコースターのような天気もすっかり落ち着いてきました。外で仕事をしているといつの間にか、すっかり日が短くなっていることに気付きます。

この時期になると朝晩の空気がきゅっと引き締まったようで、気持ちも引き締まります。そして何か新しいことに挑戦したくなります。コロナ禍を理由にスポーツジムに通えないと公言していた私もそろそろスポーツジムに通うとき。

「心も身体も軽く」を目標に身体を鍛え、健康維持しようと思います。



(広報委員 安田 真由美)

■ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

■発行人／梅村 守

■発行所／愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号 TEL 052-586-1200